

第1章 公害紛争の処理状況

1 令和3年度における公害紛争の処理状況

令和3年度に公害等調整委員会（以下「委員会」という。）に係属した公害紛争事件は、前年度から繰り越された36件（裁定事件34件（責任裁定事件20件、原因裁定事件14件）、調停事件2件）と、3年度に新たに受け付けた24件（裁定事件23件（責任裁定事件7件、原因裁定事件16件）、調停事件1件）の計60件である。このうち、12件が令和3年度中に終結し、残り48件は翌年度に繰り越された（表1・表2）。

新たに受け付けた事件の件数は、令和元年度20件、2年度14件、3年度24件となっている。

なお、これ以外に委員会は、不知火（しらぬい）海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づき、慰謝料額等変更申請を処理している。

(1) 令和3年度に終結した主な事件

ア 佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件

令和2年7月31日、千葉県佐倉市の住民1人（申請人）から、隣人を相手方（被申請人）として、申請人は、被申請人が設置したヒートポンプ給湯機から発生する騒音により、自律神経失調症、けい肩腕症候群、混合性抑うつ不安症及び睡眠障害の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音防止のための防音工事費、健康被害に係る治療費及び精神的・肉体的苦痛に係る慰謝料としての損害賠償金310万9115円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年10月5日、職権で調停に付し、裁定委員会が自ら処理することとした（公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の24第1項）。同年10月22日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示し、当事者双方がこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

イ 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93人及び法人でない社団1団体（申請人。以下、上記住民を「申請人患者ら」という。）から、国（代表者環境大臣）及び自動車メーカー7社を相手方（被申請人。以下、上記国を「被申請人国」、上記自動車メーカー7社を「被申請人メーカーら」という。）として、被申請人メーカーらは、自動車の排出ガスにより大気汚染公害が発生することを認識しながら自動車を大量に製

造・販売し、申請人患者らを気管支ぜん息等に罹患（りかん）させ、申請人患者らに人間らしく生きる権利の侵害及び高額な医療費負担による精神的な被害を生じさせた、被申請人国は、自動車の排出ガス量の許容限度を定めることとしている大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等に基づく規制権限を行使せず、申請人患者らに上記被害を生じさせた、被申請人国には、自動車の排出ガスに係る全ての公害被害者に対して医療費の制度的な救済措置を採るべき責務があり、被申請人メーカーらもその財源を負担すべきであるなどとして、次を求める調停の申請があった（以下「当初申請」という。）。

- ① 被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、それぞれ金100万円を支払うこと。
- ② 被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療費救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。
- ③ 被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出があり、その後同年8月23日、東京都など4都県の住民14人（申請人）から、同様の内容の調停を求める申請があった。

委員会は、当初申請受付後、直ちに調停委員会を設け、令和元年9月11日、両事件を併合して手続を進めることを決定するとともに、合計11回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、3年12月8日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終結した。

ウ 豊見城（とみぐすく）市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

平成30年8月20日、沖縄県豊見城市の住民1人（申請人）から、建設会社を相手方（被申請人）として、申請人の住宅等に生じた財産被害（ひび割れ、沈下、せり出し、地割れ、床の傾き等）は、被申請人が申請人宅の西側隣地で住宅建築の基礎杭打ち工事を施工する際、申請人宅に近接し杭打ち工事を行い、申請人宅敷地に地盤の緩みを生じさせたことにより、地盤沈下が生じたことによるものである、との原因裁定を求める申請及び被申請人に対し、損害賠償金1302万6000円の支払を求める責任裁定の申請があった。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、平成30年9月12日、同責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件を併合することを決定し、1回の現地審問期日を開催するとともに、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和4年1月13日、責任裁定申請事件については、本

件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、また、原因裁定申請事件についても、本件申請を一部認容、一部棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

(2) 係属中の主な事件

ア 丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件

令和3年4月26日、兵庫県丹波篠山市で養鶏場を営む住民1人（申請人）から、申請人所有の鶏舎及び農地近隣に居住する住民3人並びに申請人所有の鶏舎所在地区の住民によって構成される自治会を相手方（被申請人）として、被申請人らが訴える悪臭・騒音その他生活被害は、申請人の事業活動に起因するものではない、との原因裁定を求める申請があった（令和4年1月31日、裁定を求める事項が、被申請人らの訴える、被申請人ら各自宅、本件鶏舎付近公道での悪臭及び騒音被害は、換気扇や餌やり機の稼働、鶏糞（けいふん）等の搬出その他本件鶏舎における申請人の事業活動によるものではない、に変更された。）。

また、令和4年2月21日、被申請人である住民3人及び自治会から、申請人である養鶏場を営む住民1人を相手方として、被申請人らに生じた①平成31年1月以降の悪臭被害は、申請人の鶏舎及びその周辺の鶏糞又は同所から搬出された鶏糞によるものであること、②平成31年1月以降の騒音被害は、申請人の鶏舎及びその周辺における申請人の事業活動に伴う換気扇、給餌機、車両、重機等の稼働によるものであること、との原因裁定を求める申請があり、令和4年3月17日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

イ 川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

令和3年8月11日、さいたま地方裁判所川越支部から、埼玉県川越市の住民3人（原告）に生じた健康被害と、植物栽培販売会社（被告）が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音との間の因果関係の存否について原因裁定をすることの嘱託があった（公害紛争処理法第42条の32第1項）。

委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めている。

ウ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人（申請人）から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方（被申請人）として、埼玉県知事に次を求める調停の申請があった。

① 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるよ

うな防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

② 騒音については以下のとおり。

i 露天風呂からの人の声等、ii 露天風呂のテレビや滝の音、iii 北側室外機の音、iv 入浴施設のBGMや店内放送、v 排水・排気の音、vi 車のアイドリング音、vii 夜間工事の騒音

③ 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることができない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議した（公害紛争処理法第27条第3項）が、協議が調わなかったため、令和3年9月27日、本事件の関係書類を委員会に送付し（同条第5項）、委員会は、同年10月18日に本件を受け付けた。

委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、手続を進めている。

表1 公害等調整委員会における係属事件一覧（令和3年度）

	事 件 名	受付年月日	終結年月日
裁 定 事 件	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件	H30. 8. 20	R 4. 1. 13 一部認容 一部棄却
	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等原因裁定申請事件	H30. 8. 20	R 4. 1. 13 一部認容 一部棄却
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	H30. 11. 1	
		R 2. 4. 3	
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 1. 21	
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	H31. 3. 11	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	H31. 3. 29	R 3. 12. 21 棄却
	奈良県安堵(あんど)町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件	H31. 4. 2	
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害原因裁定申請事件	H31. 4. 2	
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	H31. 4. 17	R 3. 9. 15 取下げ
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件（2件）	R 1. 6. 3	
		R 2. 9. 7	
	茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定囑託事件	R 1. 9. 9	
	小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件（4件）	R 1. 9. 19	
		R 2. 2. 26	
R 2. 3. 12			
R 2. 11. 17			
熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 1. 11. 18	R 3. 12. 2 調停成立	
江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 1. 12. 17		
草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件（2件）	R 2. 3. 12		
	R 3. 4. 2		

裁 定 事 件	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	R 2. 3. 24	R 4. 2. 15 棄却
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件	R 2. 5. 21	
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害原因裁定申請事件	R 2. 5. 21	
	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 7. 31	R 3. 10. 22 調停成立
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	R 2. 9. 23	
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等原因裁定申請事件	R 2. 9. 23	
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	R 3. 1. 19	
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2. 22	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3. 17	
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 17	
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 29	
	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件（2件）	R 3. 4. 26 R 4. 2. 21	
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 5. 6	
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 5. 6	
	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定囑託事件	R 3. 5. 11	R 4. 2. 15 因果関係を認めない
	宮城県亙理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 7. 26	
	神戸市における再生砕石埋立てによる土壌汚染・水質汚濁被害原因裁定申請事件	R 3. 8. 3	
	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定囑託事件	R 3. 8. 11	

裁定 事 件	銚田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	R 3. 8. 27	
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	R 3. 9. 6	
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等原因裁定申請事件	R 3. 9. 6	
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 9. 8	
	品川区におけるアパート設備からの騒音・悪臭による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 9. 8	
	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 9. 14	
	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	R 3. 9. 24	
	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件（2件）	R 3. 10. 7	
		R 3. 11. 26	
	京都市における空調機器の稼働に伴う低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 10. 18	R 4. 3. 17 却下
	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 11. 26	
	大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件	R 3. 12. 7	
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 4. 2. 7	R 4. 3. 22 不受理
	神奈川県大磯町におけるマンション上階からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 4. 2. 22	
調停 事 件	自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件（2件）	H31. 2. 18	R 3. 12. 8 打切り
		R 1. 8. 23	
	東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件	R 3. 10. 18	
合 計		60件 (24件)	12件

(注) 1 「合計」の（ ）内の数字は、令和3年度中に受け付けた事件数で、内数である。

2 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、新たに受け付けた慰謝料額等変更申請1件が係属している。

表2 公害等調整委員会における係属事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	調停			裁定			その他			計			
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和 45～63	631	618	13	19(4)	19(4)	0	2	1	1		652	638	14
平成元	11	18	6	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	21	14	13	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	5	16	2	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	3	1	4	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	10	5	9	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	2	4	7	2	0	7	1	1	0	19	5	5	14
7	2	2	7	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	4	4	7	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
9	1	2	6	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24
10	1	1	6	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9
11	1	1	6	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9
12	2	5	3	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7
13	3	3	3	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9
14	2	1	4	4(2)	5(1)	5(2)	1	0	1	16	7	6	10
15	2	2	4	8(4)	4(1)	9(5)	1	2	0	21	11	8	13
16	0	2	2	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11
17	1	2	1	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12
18	0	0	1	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12
19	1	1	1	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14
20	1	1	1	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18
21	1	0	2	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30
22	3	4	1	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38
23	5	5	1	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45
24	5	3	3	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41
25	5	6	2	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51
26	2	2	2	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44
27	1	0	3	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32
28	4	6	1	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21
29	1	0	2	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23
30	2	2	2	22(11)	13(7)	30(12)	0	0	0	47	24	15	32
令和元	1	1	2	19(8)	14(6)	35(14)	0	0	0	52	20	15	37
2	0	0	2	14(5)	15(5)	34(14)	0	0	0	51	14	15	36
3	1	2	1	23(16)	10(7)	47(23)	0	0	0	60	24	12	48
計	735	734		355 (145)	308 (122)		11	11			1,101	1,053	

- (注) 1 「その他」にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。
 3 「裁定」の()内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が令和3年度までに571件係属した。

2 公害紛争の近年の特徴及び課題への取組

(1) 近年の特徴

公害紛争処理法第2条の規定により、公害紛争処理制度の対象となる公害の種類は、いわゆる「典型7公害」（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭）とされている。委員会における公害紛争の処理状況について、係属事件に近年見られる主な特徴は、次のとおりである。

ア 都市型・生活環境型の公害紛争

近年は、近隣店舗の室外機からの騒音や飲食店からの悪臭など、人口・住宅が密集している都市部における比較的小規模な事件が目立つ傾向にある。都道府県・市区町村による公害苦情処理との連携により、このような都市型・生活環境型の紛争についても、公害紛争処理制度を活用した解決が求められることが多くなっていることが背景にあると考えられる。

イ 裁定事件の割合が高い

平成21年度以降、裁定事件の受付件数はおおむね20件前後で推移し、受付事件に占める裁定事件の割合が高くなっている（表2）。令和3年度に委員会に係属した事件は60件で、うち57件（95%）が裁定事件となっている。

ウ 騒音をめぐる事件の割合が高い

令和3年度は、近隣施設からの騒音に関する紛争、低周波音に関する紛争など、前年度に引き続き騒音事件の割合が最も高くなっており、委員会においては係属事件に占める騒音事件の割合が約6割、受付事件に占める騒音事件の割合が約7割となっている。

エ 原因裁定嘱託事件数の増加

令和3年度は、裁判所に対し、原因裁定嘱託制度の活用について通知文を発出するなど、制度の周知に取り組んだ（後述(3)イ）。その結果、令和3年度には4件の原因裁定嘱託事件を受け付けるなど、事件数に増加傾向が見られる（これまでの受付事件数は13件）。

(2) 事件処理における取組

公害紛争の迅速かつ適正な解決を図るため、事件の具体的な処理手続においては、様々な改善や工夫などを行っている。

ア 事件の計画的な処理

公害紛争の迅速な解決に資するため、裁定事件に係る審理計画の作成、集中証拠調べの実施等により、引き続き事件の計画的な処理に努めている。

また、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく公害等調整委員会事後評価実施計画において標準審理期間を設定しており、具体的には、裁定事件について、実績等を踏まえて、専門的な調査を要しない事件は1年3か月、専門的な調査を要する事件は2年としている。

イ 専門的知見の活用及び現地調査等の充実

因果関係等の解明が困難な紛争については、専門委員に調査を行わせるなど専門的な知見を活用すること、国費により現地調査等を実施すること等により、申請人の主張する加害行為と被害との因果関係等を委員会が明らかにすることが、紛争解決を図る上で有効となる場合がある。

このような専門的知見の活用及び現地調査等の充実は、当事者の主張・立証を基礎とする民事訴訟等の司法的解決手段と比べ、公害紛争処理制度の大きな特長である。令和3年度に委員会に係属した公害紛争事件の処理に当たっても、各分野の専門家である専門委員の任命（表3）や、申請人が主張する加害行為と被害との因果関係の解明等に必要な現地調査等（表4）を行った。

ウ 現地期日の開催

裁定・調停手続を進める中で証拠調べや当事者の尋問等を行う審問期日等は、原則として、東京に所在する委員会において行うこととしているが、東京から離れた所に在住する当事者の負担軽減を図るため、被害発生地等の現地で期日を開催する取組を進めてきており、令和3年度は、現地期日を4回開催した（表5）。

エ 本人申請への対応

近年の委員会の係属事件においては、申請人が弁護士等の代理人を立てず、申請人本人が自ら手続を行う本人申請がしばしば見られる。このような場合に、当事者の事情等を考慮しながら、手続の概要や具体的な進行等について分かりやすく説明し、当事者の理解を得て、本人申請の場合も円滑に手続が進行するように努めている。令和3年度において委員会に係属した公害紛争処理事件55件（原因裁定嘱託事件5件を除いた数）のうち、本人申請は34件である。

オ 職権調停への移行

公害紛争処理法上、委員会に裁定申請がなされた事件であっても、審理の過程で相当と認められる場合には、職権で調停に付することができる（職権調停）。

裁定事件を審理する過程で、事実関係や両当事者の意向に照らして話し合いによる解決の見通しがある場合、両当事者間の合意を形成し調停成立を促すことにより、紛争の迅速かつ適正な解決を図っている。

令和3年度に終結した裁定事件（10件）のうち、2件が調停に付された。

カ 公害紛争処理手続の電子化

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号）の改正により、平成28年1月から、公害紛争処理手続において、裁定委員会が認めた場合には、一定の書面について電子メールを利用して提出できるようにした。

令和3年度までに、19件の公害紛争事件において利用されている。

表3 公害等調整委員会における係属事件の専門委員の任命状況（令和3年度）

	事 件 名	専 門 委員数	専門分野等
裁 定 事 件	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件	1人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	渋谷区における宿泊施設からの騒音・低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	音響工学
	新宿区における排気ダクト等からの低周波音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動等
	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	音響工学
	奈良県安堵町における牛舎からの排せつ物流出に伴う悪臭被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	臭気対策
	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	渋谷区における高圧受電設備からの低周波音等による健康被害原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	2人	森林の樹木の生理状態及び微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
			気象モデリング、大気質モデリング、流体力学
	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	2人	土壌汚染の効率的な評価・浄化、化学物質の環境安全管理
			森林の樹木の生理状態及び微生物の生態を指標とした環境ストレスの評価に関する研究
茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	地盤工学（土質力学全般、不飽和土、地盤の液化化）、防災工学（主に宅地防災）	
小平市における工場からの大気汚染による財産被害責任裁定申請事件	2人	病原真菌の分類・同定とその応用に関する研究	
		衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学	

裁 定 事 件	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件	1人	音響技術、騒音制御
	江東区における音響機器からの騒音・振動等による生活環境被害責任裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	草津市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	神戸市における鉄道からの振動・騒音による財産被害等責任裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	環境音響学（建築音響学・騒音制御工学）
	佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	浜松市における写真スタジオからの騒音による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	1人	建築学、建築環境・設備、音環境、環境振動
	燕市における工場からの振動・騒音・悪臭による財産被害等責任裁定申請事件	2人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響
			衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	1人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	横浜市における解体工事等に伴う振動等による財産被害原因裁定申請事件	1人	構造工学、地盤工学、建築構造、地盤基礎構造
	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件	1人	大気汚染、悪臭の評価と制御
	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	音響工学
	京都市における大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件	1人	除草剤・植物成長調整剤の有効かつ安全な利用法に関する研究
宮城県亘理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	1人	環境振動、低周波音、社会音響、建築音響	

裁 定 事 件	川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件	1人	音響技術、騒音制御
	鉦田市における給湯機等からの低周波音による健康被害・振動被害原因裁定申請事件	1人	騒音・低周波音によるヒトへの影響
	市川市における銭湯からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	1人	衛生・公衆衛生学、健康リスク評価学、疫学
	小平市における歯科医院からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	1人	聴覚心理学、騒音・低周波音評価技術
	名古屋市における鉄くず等搬入・搬出作業に伴う騒音被害原因裁定申請事件	1人	建築環境工学・音環境、建築音響、騒音制御
	大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件	1人	腐食科学、腐食・防食
	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	1人	音響技術、騒音制御

表4 公害等調整委員会における主な現地調査等の実施状況（令和3年度）

事 件 名	実施年月	備考
稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	令和3年7月	委託調査
南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	令和3年7月	委託調査
茨城県城里町における地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件	令和3年8月	委託調査
札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	令和3年12月	委託調査

(注) 1 この表において、「委託調査」とは、予算（調査費）を支出し外部の者に委託して行う調査をいう。
 2 「実施年月」欄は、各委託調査に係る契約の年月を記載している。

表5 公害等調整委員会における現地期日の開催状況（令和3年度）

開催年月	場所	事 件 名	備考
令和3年10月	山口県 山口市	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	第1回審問期日
令和3年11月	沖縄県 那覇市	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件	第1回審問期日
令和3年12月	熊本県 上益城郡 益城町	熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害職権調停事件	第1回調停期日
令和4年1月	茨城県 土浦市	稲敷市における土砂埋立てに伴う土壌汚染による財産被害等責任裁定申請事件	第1回審問期日

(3) 周知・広報活動の取組

公害紛争処理制度等の一層の周知を図るため、令和3年度においては、次のような活動に取り組んだ。

ア 国民への周知

公害紛争処理制度や申請に必要な情報について、ホームページで発信するとともに、広報誌「総務省」を活用し、令和3年7月号で公害苦情相談を、4年3月号では令和2年度公害苦情調査結果の概要を紹介した。また、令和3年8月に小・中学生に向けたサイト「公害等調整委員会キッズページによろこそ！」を開設し、公害紛争処理制度を分かりやすく伝える取組を行い、9月には視覚に障害がある方等に向けて発行されている政府広報の音声広報CD「明日への声」及び点字・大活字広報誌「ふれあいらしんばん」において、公害紛争処理制度を紹介した。さらに、10月には政府広報オンラインの公害紛争処理制度を紹介するページを更新し、暮らしの中の公害の解決方法について、国民への周知を行った。加えて、総務省業務案内パンフレットで委員会の概要を紹介した。

イ 法曹関係者への周知

全国の裁判所に対し、公害をめぐる民事訴訟において、受訴裁判所が委員会に原因裁定を囑託することができる旨を通知するなど制度の認知度向上に努めた。また、紛争処理手続に不慣れな利用者でも申請や審理への対応を円滑に行うことができるようにする上で、法曹界の協力が重要であることから、日本弁護士連合会、都道府県の弁護士会、司法研修所、法科大学院等を対象に、公害紛争処理制度の周知を行った。さらに、法曹関係者向けに、民事訴訟と比較した裁定手続の特長や原因裁定囑託制度の審理の迅速化の取組などを紹介する記事を機関誌「ちょうせい」（後述オ）に掲載した。

ウ 総務省行政相談センターへの周知

国の行政に対する苦情、意見及び要望を受け付け、公正・中立の立場に立って、関係機関に対して必要なあつせん・通知を行う行政相談においても、公害に関する相談が寄せられている。公害に関する行政相談についての円滑な解決に資するため、総務省行政相談センター（管区行政評価局、行政評価事務所及び行政監視行政相談センターの行政相談窓口をいう。）に公害紛争処理制度等を紹介したリーフレットを配布し、住民に対する広報コーナーへの備付けや公害苦情相談者への説明の際の活用を依頼した。

エ 市区町村の公害苦情処理担当者への周知

都道府県等による市区町村の公害苦情処理担当者を対象とした研修会に、公害苦情相談アドバイザー等を講師として派遣しており、令和3年度は7府県の研修会において公害紛争処理制度等の周知及び公害苦情相談員等に対する技術支援を行った。

オ 機関誌「ちょうせい」

委員会の取組や最近の公害紛争処理事例等を紹介する機関誌「ちょうせい」を令和3年5月、8月、11月及び4年2月に発行した。各号作成時に委員会のホームページに掲載するとともに、発行の機を捉え、各都道府県の担当者等に周知した。

カ 公害紛争処理制度に関する相談窓口

国民から寄せられる公害紛争処理制度についての問合せ等に対応するため、「公調委公害相談ダイヤル」を設け、電話や電子メールによる相談業務を行った。この際、相談内容を的確に把握した上で、市区町村の公害苦情処理手続や都道府県公害審査会等の調停、委員会の裁定など、問題の解決のために適切と考えられる方法を相談者に紹介するとともに、紹介先の機関とも連携を図った。

3 都道府県・市区町村との連携

(1) 都道府県公害審査会等による公害紛争の処理状況

公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の委員会のほか、都道府県に都道府県公害審査会（以下「審査会」という。）等が設置されており、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。審査会等は、域内で発生した事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する^{※1}。令和3年度は77件の事件が係属し、36件が終結するなど、事件の適正な処理に努めている（表6）^{※2}。

表6 都道府県公害審査会等における係属事件の受付及び終結の状況

（単位：件）

区分 年度	受付件数			終結件数					年度末 係属 件数
	合計	調停	その他	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和 45～63	432	391	41	393	226	116	45	6	39 ※昭和63 年度末
平成元	36	36	0	25	13	6	4	2	50
2	57	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	44	0	53	24	22	5	2	73
6	32	30	2	52	16	28	4	4	53
7	39	39	0	41	16	19	6	0	51
8	43	42	1	36	9	24	1	2	58
9	51	49	2	40	14	18	6	2	69
10	39	38	1	45	22	17	5	1	63
11	26	25	1	36	10	24	2	0	53
12	31	30	1	35	13	16	5	1	49
13	31	30	1	28	9	18	0	1	52
14	30	30	0	35	15	15	4	1	47
15	33	33	0	34	15	18	0	1	46
16	41	40	1	45	18	22	5	0	42
17	36	36	0	31	11	17	3	0	47
18	32	30	2	35	13	19	2	1	44
19	42	42	0	39	11	19	9	0	47
20	37	36	1	39	15	17	7	0	45
21	42	42	0	48	23	16	9	0	39
22	29	29	0	35	8	23	3	1	33
23	36	36	0	34	13	18	3	0	35
24	35	35	0	37	11	21	4	1	33
25	39	39	0	30	4	23	2	1	42
26	40	39	1	42	13	24	5	0	40
27	47	47	0	43	16	23	3	1	44
28	51	51	0	56	20	27	8	1	39
29	41	41	0	43	16	24	2	1	37
30	38	38	0	43	9	27	7	0	32
令和元	45	45	0	34	11	15	8	0	43
2	40	40	0	38	8	22	8	0	45
3	32	32	0	36	8	22	5	1	41
計	1,721	1,666	55	1,680	661	785	199	35	

（注）「その他」（受付件数）にはあっせん、仲裁及び義務履行勧告の件数が含まれている。

※1 委員会は、いわゆる重大事件、広域処理事件及び県際事件に関するあっせん、調停及び仲裁を管轄する（公害紛争処理法第24条第1項）とともに、専属で裁定を行う（同法第42条の12及び第42条の27）こととされている。

※2 令和2年度の終結件数（打切り）を同年度報告書の21件から22件に更新し、これに伴い、同年度の終結件数（合計）及び年度末係属件数を併せて更新している。

(2) 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件

審査会等に係属した調停事件の中には、係属後、委員会に裁定の申請がなされたものがある。例えば、審査会等の手続進行中に、当事者から因果関係の存否に関する委員会の判断を求めて原因裁定の申請がなされたものや、審査会等の係属事件として終結した後に、裁定の申請がなされたものがこれに該当する。

令和3年度に委員会に係属した事件のうち、審査会等に一度係属した後、に裁定の申請がなされたものは、13件（表7）となっている。

表7 都道府県公害審査会等を経て公害等調整委員会に係属した事件（令和3年度）

都道府県 公害審査会等	事 件 名	受付 年月日	終結 年月日
熊本県 公害審査会	熊本市における飲食店からの悪臭等による健康被害等責任裁定申請事件（2件）	H30. 11. 1	
		R 2. 4. 3	
福岡県 公害審査会	宗像市における配水管工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定申請事件	H31. 4. 5	
埼玉県 公害審査会	桶川市における工場からの大気汚染による財産被害原因裁定申請事件	R 1. 6. 3	
福岡県 公害審査会	福岡市における工場等からの騒音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 1. 6	
愛知県 公害審査会	東海市における工場からの粉じん・悪臭等による財産被害・健康被害責任裁定申請事件	R 3. 2. 22	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 3. 17	
熊本県 公害審査会	熊本市における駐車場からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 3. 17	
兵庫県 公害審査会	丹波篠山市における養鶏場等からの悪臭等被害原因裁定申請事件（2件）	R 3. 4. 26	
		R 4. 2. 21	
北海道 公害審査会	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件	R 3. 5. 6	
北海道 公害審査会	札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 5. 6	
北海道 公害審査会	札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件	R 3. 11. 26	

(3) 都道府県・市区町村への支援

都道府県・市区町村は、住民から日常的に寄せられる公害苦情に対応しており、委員会と都道府県・市区町村とが、紛争の解決について情報共有をし、相互の連携を強化することは、公害紛争処理制度全体の効果的な運用を図るために欠かすことのできない取組である。委員会は、様々な公害紛争事例を調査・分析し、また、市区町村等による苦情処理の実態を把握する調査を実施し、これらの結果を公害苦情処理事例集として都道府県・市区町村に提供するとともに、次のとおり、相互の連携を図っている。

- ① 審査会等の会長等を対象に、毎年度、公害紛争処理連絡協議会を開催し（令和3年度は、6月3日にウェブ会議により第51回協議会を開催）、公害紛争処理をめぐる様々な論点、審査会等の事件処理等についての情報・意見交換を行っている。
- ② 各都道府県の公害紛争処理担当職員を対象に、毎年度、公害紛争処理関係ブロック会議を開催し、各都道府県における公害紛争の動向や、公害紛争処理と公害苦情処理の連携等についての情報・意見交換を行っている。
- ③ 全国の主な市区の公害苦情相談担当職員を対象に、毎年度、公害苦情相談員等ブロック会議を開催し、公害苦情処理の事例研究や公害紛争処理制度についての情報・意見交換を行っている。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、第52回公害紛争処理関係ブロック会議及び第46回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止したが、地方公共団体の公害苦情処理担当職員の人材育成の一環として、インターネット動画配信による「地方自治体職員向けウェブセミナー」を10回開催した。

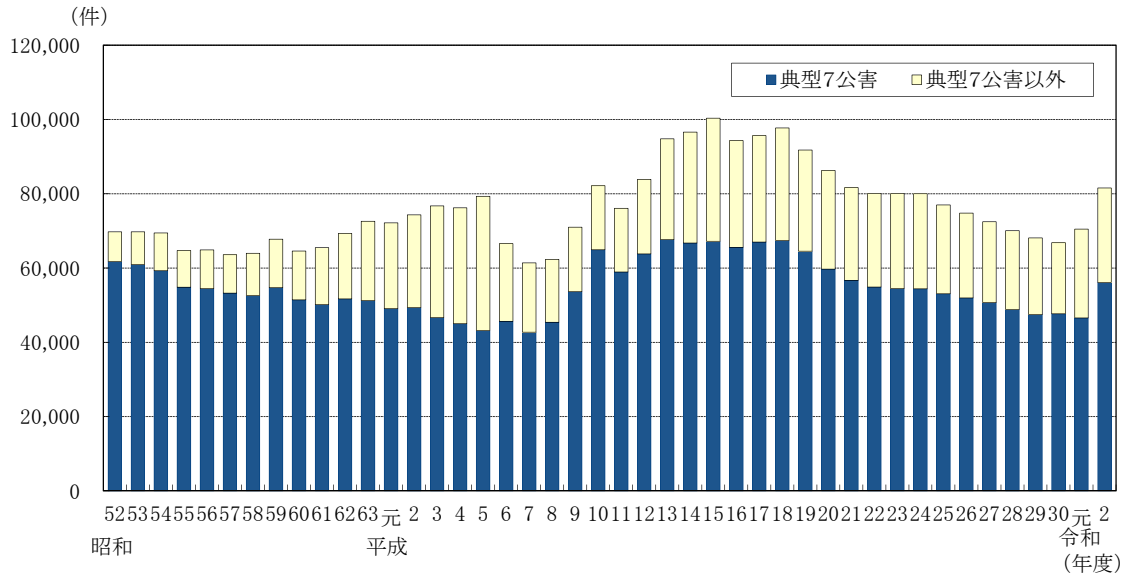
(4) 都道府県・市区町村による公害苦情の対応状況

令和2年度に全国の地方公共団体に寄せられた公害苦情は81,557件であり、2年連続の増加となった（図1）。公害苦情受付件数のうち、典型7公害の苦情受付件数（56,123件）の内訳をみると、「騒音」が19,769件（典型7公害の公害苦情受付件数の35.2%）と最も多く、次いで、「大気汚染」が17,099件（同30.5%）、「悪臭」が11,236件（同20.0%）となっている（図2）。令和2年度の公害苦情取扱件数は86,426件であり、年度内に直接処理^{※3}が完了した公害苦情件数（以下「直接処理件数」という。）は70,872件（令和2年度の処理件数の82.0%）となっている。公害苦情は公害紛争の前段階として発生することから早期の対応が必要とされるところであるが、典型7公害の直接処理件数（49,861件。直接処理件数の70.4%）について苦情の申立てから処理までに要した期間をみると、「1週間以内」が33,861件（典型7公害の直接処理件数の67.9%）、「1週間超～1か月以

^{※3} 「直接処理」とは、加害行為又は被害の原因が消滅した、苦情申立人が納得したなど、苦情が解消したと認められる状況に至るまで地方公共団体において措置を講じたことをいう。

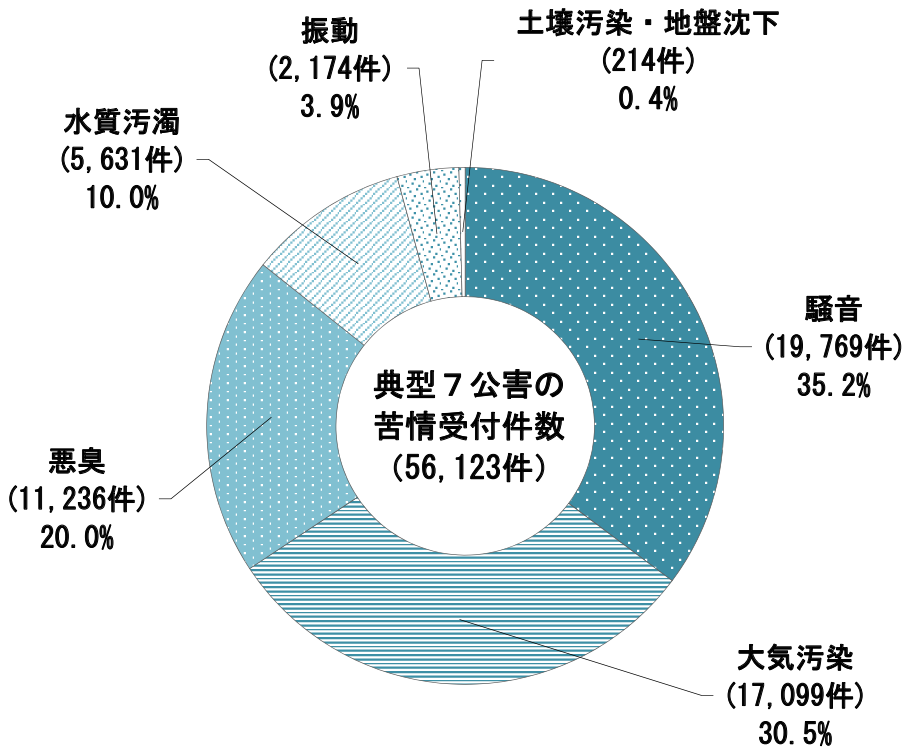
内」が4,102件（同8.2%）となっており（図3）、都道府県・市区町村において迅速な処理に努めている。

図1 地方公共団体における公害苦情受付件数の推移



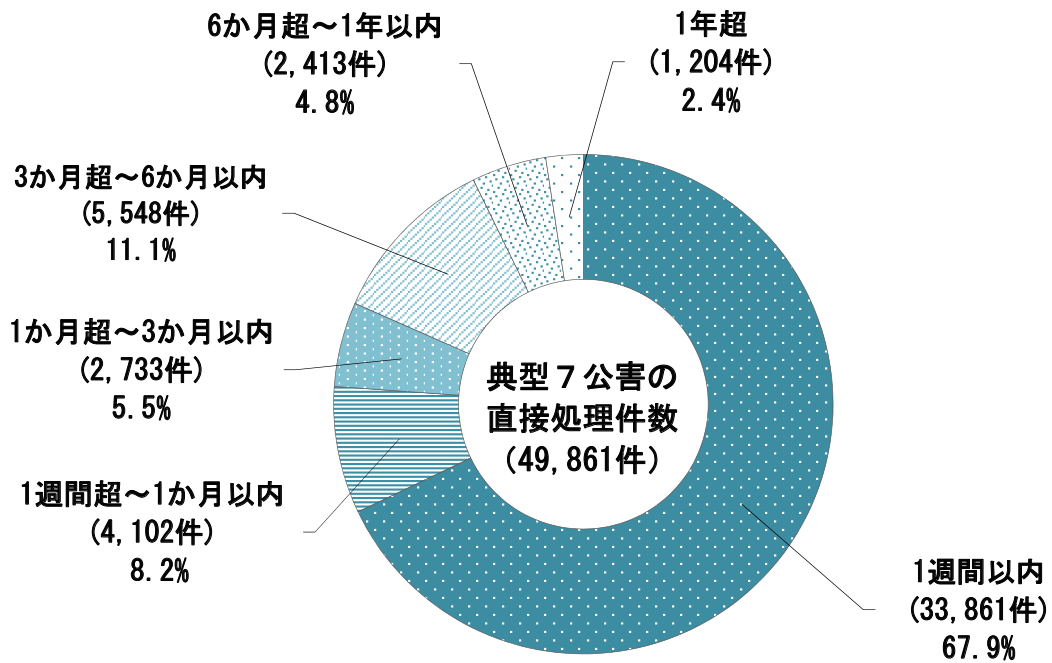
(注) 1 平成6年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっている。
 2 平成22年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていない。
 (資料) 「令和2年度公害苦情調査」

図2 地方公共団体における典型7公害の種類別公害苦情受付件数の割合（令和2年度）



「令和2年度公害苦情調査」を基に作成

図3 地方公共団体における苦情の処理に要した
期間別典型7公害の直接処理件数の割合（令和2年度）



「令和2年度公害苦情調査」を基に作成

4 公害紛争処理法等の改正

(1) 刑法改正関係

令和2年10月、法務省法制審議会において、犯罪者に対する処遇を一層充実させるための刑事法の在り方等について調査審議がなされた結果、刑法に定める「懲役」及び「禁錮」を単一化し、新たな自由刑を創設する方針等が取りまとめられ、答申が行われたところ、所要の改正のため、公害紛争処理法等の改正を含む「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案」が4年3月に第208回国会に提出された。

(2) 民事訴訟法改正関係

民事訴訟手続の全面的なIT化の実現等に向けた民事訴訟制度の見直し、法定期間内に審理を終え判決を得ることを可能とする制度の創設及び民事訴訟の手続において一定の事由がある場合に当事者等の住所・氏名を他方の当事者等に秘匿することができる制度の創設の必要性から、「民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が令和4年3月に第208回国会に提出された。